

あかねケアサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 あかねケアサービス合同会社が設置するあかねケアサービス（以下「事業所」という。）において実施する訪問介護又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、訪問介護、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供を確保することを目的とする。

(訪問介護の運営方針)

第2条 事業所が実施する訪問介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 訪問介護の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 訪問介護の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 訪問介護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、法令、条例及び要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防訪問サービスの運営方針)

第3条 事業所が実施する介護予防訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。

2 介護予防訪問サービスの実施に当たっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

3 介護予防訪問サービスの実施に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 介護予防訪問サービスの実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、法令、条例及び要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(生活支援訪問サービスの運営方針)

第4条 事業所が実施する生活支援訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うものとする。

2 生活支援訪問サービスの実施に当たっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

3 生活支援訪問サービスの実施に当たっては、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 生活支援訪問サービスの実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、法令、条例及び要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第5条 訪問介護、介護予防訪問サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 あかねケアサービス

(2) 所在地 兵庫県神戸市垂水区北舞子3丁目7番1-101号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問介

護〔介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 2名以上

・訪問介護計画（又は介護予防訪問サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等との連携に関すること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（3）訪問介護員 2名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画（又は介護予防訪問サービス計画）に基づき訪問介護〔又は介護予防訪問サービス〕の提供に当たる。

（4）訪問事業責任者 2名以上

・生活支援訪問サービスの提供に当たって、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

・サービス提供者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・サービス提供者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（5）生活支援訪問サービス従事者 2名以上

生活支援訪問サービス従事者（訪問介護員のほか、訪問介護に関する3級課程の資格を有する者又は神戸市長が指定する研修修了者）は、買い物、掃除、洗濯、調理等の生活支援訪問サービスの提供に当たる。

2 前項各号に掲げる従業者は、基準上の必要員数を下回らないよう配置する。

（営業日及び営業時間）

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（3）サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。

（4）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容）

第 9 条 事業所で行う訪問介護の内容は次のとおりとする。

（1）訪問介護計画の作成

（2）身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

（3）生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

（介護予防訪問サービスの内容）

第 10 条 介護予防訪問サービスの内容は次のとおりとする。

（1）介護予防訪問サービス計画の作成

（2）介護予防訪問サービス費（I）…1 週に 1 回程度

（3）介護予防訪問サービス費（II）…1 週に 2 回程度

（4）介護予防訪問サービス費（III）…1 週に 2 回を超えた場合

（生活支援訪問サービスの内容）

第 11 条 生活支援訪問サービスの内容は次のとおりとする。

（1）生活支援訪問サービス提供予定表の作成

（2）生活支援訪問サービス費（I）…1 週に 1 回程度

（3）生活支援訪問サービス費（II）…1 週に 2 回程度

（4）生活支援訪問サービス費（III）…1 週に 2 回を超えた場合

（訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの利用料等）

第 12 条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の

支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

2 介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、神戸市が規定する額（月単位）とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。事業用の車両を使用する場合は、交通費を請求しない。

4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

5 訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に關し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 13 条 通常の事業の実施地域は、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市西区及び明石市の全域とする。

（衛生管理等）

第 14 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（緊急時等における対応方法）

第 15 条 訪問介護員等は、訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービ

スの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第 17 条 訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスに關し、介護保険法第 23 条又は第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目

的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第 19 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (5) その他人権擁護及び虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 19 条の 2 事業者は、指訪問介護、又は介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(暴力団等の影響の排除)

第 20 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問介護、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスに関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はあかねケアサービス合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。全面改定。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。第7条（3）及び（5）を改定。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。第7条（2）及び（4）を改定。

附 則

この規程は、令和2年9月14日から施行する。第7条（2）及び（4）を改定。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。第7条（2）及び（4）を改定。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。第18条を改定及び第18条の2を追加。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。第7条（2）及び（4）を改定。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。新旧対照表のとおり。

但し、第14条第2項及び第16条の規定は、令和6年3月31日までは努力義務とする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。新旧対照表のとおり。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。改定箇所は新旧対照表のとおり。